

## 第34回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年5月7日（木）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数8名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、水口
- ・欠席委員 ～ 荒井、浦西、小野寺、田巻、橋本、三原

#### 配布資料について

〔中山座長〕

- ・「共働」に関する専門部会で協議してきたまとめを配布している。今日は「共働の原則」について協議する予定なので、この資料を使って説明していく。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務局からは、資料1（仮称）まちづくり条例・たたき台修正対照表として、前回までの修正内容をまとめたものを配布している。

#### 前回（第33回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、前々回から持ち越された総合計画に関する条文について、多治見市の資料を参照しながら検討した。
- ・総合計画については、実施計画にも触れることとし、最上位計画であるという位置付け、進行管理と見直し規定を分けて書くことが確認された。
- ・その後、第21条～第29条の条文検討を行った。
- ・第22条は、当該団体の運営、活動状況や成果などを公表することを加えた。
- ・第23条の災害等への対応では、安心安全に関する章を設けた上で、市民と市長等の両者の取り組みを記述することとした。
- ・第25条の行政手続については、条文の必要性など解説で説明することとした。
- ・第27条は、タイトルの苦情を意見に換え、文中の「苦情又は不服申し立て」を削除した。
- ・その他の条文は、概ねたたき台の内容で了承され、第5章の検討を終えた。

## 「共働」の解説について

〔中山座長〕

- ・今日は、第7条（共働の原則）を検討していくが、はじめに専門部会でまとめた内容を説明した後に具体的に条文の検討を行っていきたい。

### 専門部会での検討結果の報告

〔中山座長〕

- ・共働の考え方を図にまとめたものを配布している。
- ・これまでも議論してきているが、「共働」と「協働」の大きな違いは主体である。基本的には市民が主体であり、「共働」を提案するということは市民が主体であることを強調したいということであった。
- ・基本的に「共働」は、図中のA（市民独自の公益活動分野）～F（行政機関が連携する分野）の全てを網羅している。
- ・その中で、基本である市民主体の活動が強調されるべきで、Aの部分が理念である「共働のまちづくり」に直接繋がるだろうということを矢印で表している。
- ・B～Dについては、一般的に使われている「協働」の意味とほぼ一致しており、「協力と連携の活動」というフィルターを通して「共働のまちづくり」に繋がっていく。市民が主体で、行政が協力する活動である。
- ・EとFは、行政が主体であるが「市民合意」を得るというフィルターがかかる。これにより「共働のまちづくり」の構図が出来上がる。
- ・「共働」を話した際、市民が主体であることを強調すべきということと「共働」は全てを網羅するものという話があった。それら2つを満たすものとして、この図を作成した。
- ・もうひとつ、この会議の中でポイントとなっていた双方向、行政からの補完及び市民からの提案というものが、図中の「活動形式」に書かれている。
- ・このシステムにより、双方向の情報交換や意見聴取が可能となる。
- ・以上が「共働のまちづくり」の説明で、現在の「協働」は「協力と連携の活動」に対応するというものである。
- ・次に、「共働のまとめ」のFAQとして4問作成したので読み上げる。

質問1：「共働」とは、どういう意味ですか？

市民相互に尊重しあい、共に生きるための活動総体を言います。個人・団体などが、市民意思に基づき共に連携して働き、よりよい生活環境を構築することを目的にしています。

質問2：「協働」とは何が違うのですか？

本来、「協働」も行政と市民がまちづくりを実践するにおいて欠かせませんが、「協働」は行政主導型であるため、「共働」という新しい概念で、新たな「まちづくり」に臨みます。

まちづくりに行政との協力・連携は大切ですが、それが全てではなく「共働」は「協働」を包括します。

質問3：なぜ「共働」を使うのですか？

市民活動と行政活動を密接に連携させるためです。

質問4：「共働」には、どんな効果がありますか？

- ・市民意思が反映される基盤が出来ます。
- ・市民相互のまちづくりが出来ます。
- ・共に生き、共に働き、共に創造することが出来ます。
- ・自助・共助・公助が可能となります。
- ・自治区の共生・連携が出来ます。

- ・こうなると、「協働」の意味が一般的に使われているものと北見市での使われ方は違うので、答申の際に、「協働」の役割の見直し・修正を行い、「共働」が「協働」を包括すること、「協働」は、図中の「協力・連携の活動」にあたるということを提言するということにした。
- ・以上が専門部会でのまとめである。これについて意見交換をした後「共働の原則」はどのようにすべきかの話し合いを持ちたい。

報告内容を基に意見交換（「共働」の検討）

〔井上委員〕

- ・北見市が定義している「協働」の範囲は図のどの部分なのか、再度確認したい。

〔中山座長〕

- ・以前、事務局から提示された資料では、A～Eの範囲を「協働」としていた。

〔井上委員〕

- ・これを読むと「市民相互の共働」と「市民と行政の共働」で、図にすると全てを含むのではないか。

〔中山座長〕

- ・Fの行政機関の連携の部分は含まれていない。当初の図にもなかった。

〔井上委員〕

- ・説明する場合、一般的な「協働」との比較で言っても市民は納得しない。北見市は「協働」の定義（範囲）をこうしているが、さらに「共働」を使うことを説明しなければならない。

〔中山座長〕

- ・そこが提言の内容に関わってくる。
- ・「協働」の範囲がA～Eであること自体、一般市民に説明する際に分かり難い。
- ・さらに、「協働」は、市民が主体ではなく行政との連携ということが主なので、できれば一般的に使われている意味に戻してもらいたいと提言する。

〔井上委員〕

- ・今の北見市で使われている「協働」の概念を崩して、新たにこのような概念としていくということか。このときには「協働」はなくなっているが。

〔中山座長〕

- ・共存させても良いのではという話が出たが、事務局の話では同一条例の中で同じ音の言葉は存在し得ないということだったので、「協力と連携の活動」という表現に替えた。

〔井上委員〕

- ・今まで使っていた「協働」をあえて使わなくしたのに、FAQでは「協働」を包括するものという説明がされている。それで、納得されるのかなと思う。

〔中山座長〕

- ・その部分（質問2の回答の後段）は、「協働」を「協力と連携の活動」に修正してもらえば済む。
- ・実際に動いていることで、いきなりは変わらない。存在したままになると、多分こうした質問が来ると思う。

〔井上委員〕

- ・問2の中で、「協働」は行政主導型であると言い切っているが、それは具体的にどのようなことから判断したのかと問われた場合、その根拠をどう説明するのか。

〔中山座長〕

- ・一般的な「協働」の意味はB～Dである。

〔井上委員〕

- ・一般的にそうだが、北見市の「協働」の考え方も動いていて、それを「共働」として、北見市民に「協働」と「共働」の違いを説明した時、行政主導型であると言い切られても、北見市で「協働」を使っている人や、この考え方を作った人は納得しないと思う。
- ・行政主導型でないということで、「市民相互の協働」と「市民と行政の協働」を作って、さらに期待される効果もある。
- ・その辺、行政主導型の部分だけを「協働」だと言っても、北見では納得されないと思う。

〔中山座長〕

- ・北見市で使われている「協働」は一般的な使われ方とは違っており、北見市はこうだと言っても周囲には理解されない人が大半だと思う。
- ・それを直すようにするか、それとも「協働」で押し切ってしまうのかという点は、考えなければならない。

〔逢坂副座長〕

- ・図のようにひとつの基本的な考えが示されたことについては理解する。
- ・一般論の「協働」ではなく、北見市は「協働」の考え方で動いているが、「共働のまちづくり」という新たな理念を現行北見市で動いている「協働」に包括させるという提言になっているが、この関連をもう少し具体的に言うとどういうことなのか。

〔中山座長〕

- ・質問の意図がよく分からない。

〔井上委員〕

- ・先ほど訊いたことと同じ質問内容だと思う。
- ・一般的な「協働」は行政主導型が多いという世の中の風潮、その風潮を受けて敢えて北見市で使っている「協働」の概念がある。
- ・タウンネットワーク懇話会で作られた「協働」は、一般論がこうだから「共働」にすると言っても納得されないということを前提に、この会議で話し合ってきたと思う。
- ・「共働」を使う難しさはそこにあると感じながら、ずっとやってきた。

〔杉本委員〕

- ・今まで協議を重ねてきたまとめが配布した図になるが、今までとまったく違うのは、Aの部分の完全に独立していることと、市民合意というフィルターの部分である。
- ・これが意味することは、住民自治は完全に独立しているということ。
- ・今までの「協働」の場合は必ず行政が関与するという流れだったものが、全ての事業や政策に対して住民の意思が出され、尊重されるということが表れている。

〔井上委員〕

- ・図は、市民独自の活動分野であるAには行政が一切関与しないということを表しているのだと思うが、その理念は、現在の北見市の考え方（協働指針等）にも入っている。

〔杉本委員〕

- ・北見市の場合は、同じ言葉なので表現し切れていない。今までの用例を見ても「協働」は住民同意ではなく住民を参加させるという意味が強い。総合計画での「協働」という言葉に関しても、行政側が望む住民像のようなものが書かれている。
- ・そうではなく、住民独自で活動できる範囲を分けているということ。住民側が独立していなければ、市民合意の部分も薄くなる。独立させるという概念で作っている。

〔井上委員〕

- ・北見市の「協働」の背景には、今言われたような、行政主導型から住民一人ひとりの主体性を大事にするという考え、そうした活動を含めるということが出ている。

〔杉本委員〕

- ・「協働」の発端は同じ意味であったが、行政が使い古してしまった。
- ・それと混同してしまうから、ここでは使っていないということ。

〔井上委員〕

- ・使い古したとか、今までの「協働」が行政主導型だったという根拠を市民に説明しなければ理解を得るのは難しい。

〔杉本委員〕

- ・ここに至る背景は、全体を見ながら説明していかなければ分かってこない。
- ・最初の「協働」は、「共働」と同じようなスタート地点だったと思うが、途中から住民の権利まで包括するような使い方になってしまったことが問題。
- ・そこで、新たに「共働」という言葉で差別化を図るか、元の「協働」を残すしかない。本当は「協働」を残した方が区別し易いと思うが、どうしても同じ音の言葉を使えないというので、違う言葉に置き換えた。

〔井上委員〕

- ・言っていることは分かる。
- ・だからこそ、「協働」の定義と期待される効果はこうだったが、実際には本当の意味の具現化としての活動ではなかったなどということが具体的事例等で示され、それが根拠になって、「協働」はA～Eを含むものでないことがきちんと説明された上で、新たな「共働」にしようということなら、指針等の作成に携わった人も納得できると思う。
- ・指針も綿密に作られていると思うが、最高条例において「共働」に換えるということは非常に難しいと感じている。

- ・北見市は、総合計画など全てで「協働」をネックに具現化されているが、杉本委員が言ったようなことであれば、それぞれに出ている期待される効果としての「協働」は意味を成していないという事実を積み重ねて説明しなければ、新たな概念に結びついていかないのでは。

〔杉本委員〕

- ・今までの事例を端的に言うと、住民独自の発想で事業が実施できたかどうかということに尽きるが、そこには市役所を絡めなければならなかったから不可能だった。
- ・一つひとつについて「ここはこうでなかった」という否定的なものではなく、そっちの観点から欠けていただろうという部分である。
- ・今配布したものには、憲法の住民自治と団体自治を想定して書いている。
- ・住民自治の項に「住民自治の執行」と書いてあるが、これは意思表示であり、この住民自治活動（共働）という部分が今まで欠けていたもの。
- ・団体自治と住民自治が繋がっている部分が今までの「協働」形態だったのだろうと思うが、ここから完全に独立しているということを背景に持っていなければならない。
- ・総体的には、住民自治と団体自治を平たく並べると、A～Fのような形になる。
- ・今までの「協働」を否定的にするなどということではなく、それも含めて「共働のまちづくり」ということになっている。
- ・ここで肝心なのは、政策に関しても住民は異論を唱えられるところまで持っていけないと「共働のまちづくり」にはならないということ。市役所が想定していた花壇整備などの協働事業ではなく、法律に則ったスタンスの市民合意というのがフローチャートにあるだけで違うと思う。
- ・住民独自の事業が成り得るか否かが、今までと違う一番のキーワードである。

〔中山座長〕

- ・今の話をまとめると、市民が自らの責任で何かを行うことを一番強調したのが「共働」であるということだと思う。
- ・タウンネットワーク懇話会の報告書には「協働」について良く書かれていると思うが、市民が自らの責任で行う活動が「協働」のまちづくりの中で最も重要であるということが読み取れるようなものであれば、住民自治と団体自治の色分けもできて、こちらで出している「共働のまちづくり」に似たものになるのかと思うが。

〔杉本委員〕

- ・図の活動形式欄にある「市民自主活動」がなければ互換性（補完性の原理）も働かない。
- ・市民も行政も一番望んでいるのは市民の自主活動であるはず。そこを担保しないと補完性の原理が効かない。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると、「共働のまちづくり」の理念は、自治をベースにした考え方と、Aの部分については市民同士の活動という考え方の2つが目玉だと考えて良いのか。

〔杉本委員〕

- ・そういうこと。
- ・市民独自の判断で活動できる状態が保障されていなければ、共働することにならない。

〔逢坂副座長〕

- ・市民独自の活動が保障されることは大事であるということをもとめたものが「共働」の考え方だと思う。
- ・そうすると、この条例で議論している市民参加、市民の権利、市民の責務などとの関連は一切なしで、あくまでも「共働」の概念はこうであるということか。

〔杉本委員〕

- ・その辺のことは、別段問題は出てこないと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・問題が出てこないということは、具体的にどういうことなのか。

〔杉本委員〕

- ・市民の権利や責務、議員や行政の責務などの項目を条例に入れているが、この段階では五分五分である。だから、これに関しては特に問題はない。

〔逢坂副座長〕

- ・その考え方は「共働のまちづくり」には入っていないのか。それを具体化したという考え方なのか。

〔杉本委員〕

- ・図の「共働のまちづくり」と書いてある理念の部分については、まだ全てを話し合っていないので、ここは今までの議論のパーツを固めてきたということ。
- ・最終的に「共働のまちづくり」というのは、憲法に則った住民自治と団体自治が良好な車の両輪の関係を創れるかということだと思う。それで、何の違和感もないと思う。
- ・逆に言うと、これをやった上で、どうすると車の両輪の関係の自治を細かく成立していくのかということをも、もう少し詰めていくべき条項だと思っている。
- ・今は、ようやくここまで来たというところだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると、「共働のまちづくり」の理念とは、自治の基本的考えを踏襲したものであるという考え方で良いのか。

〔杉本委員〕

- ・そういうこと。以前から「まちづくり条例」と「自治条例」どちらにするのかと何度も言っているが、同じなのだろう、もう少し包括した精神的なニュアンスまで含めたものがまちづくりではないかという会議の進め方だった。だから「共働のまちづくり条例」で良いと思う。
- ・この条例の目的は、今後どのように円滑に市政が動いていくか、市民活動ができていくかというルール作りなので、形だけを決めて終わりというものではなく、この先にたくさん残っている。ようやくスタンスが決まったというところ。

〔逢坂副座長〕

- ・自治をベースにした考え方であることと、Aの部分については現在の北見市の「協働」にはない概念であるという理解で良いか。

〔杉本委員〕

- ・そういうこと。

〔中山座長〕

- ・今の杉本委員の回答が引っ掛かる。今までの話では、北見市の「協働」にはA～Eを含んでいるという書き方になっているが、そういう認識で良いのか。

〔杉本委員〕

- ・北見の「協働」の考え方では、Aの分野が漏れている。

〔中山座長〕

- ・含めているということで、以前、事務局より説明があった。
- ・お互いにそこを整理した上で、意見を述べてもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・北見市での定義の「市民相互の協働」とAの部分は同じ概念であるということで良いか。

〔杉本委員〕

- ・そうではなく、北見市が住民独自の考え方まで含んでいるとしたなら、その部分は北見市から除外するということ。

〔中山座長〕

- ・2人の話がかみ合っていないのは、逢坂副座長と杉本委員が話しの基にしているものが違っている。杉本委員は専門部会でまとめた資料の提言内容に基づいて話をしている。
- ・提言内容では、Aは外して一般的に使われている「協働」の意味に戻そうということ。

〔逢坂副座長〕

- ・一般的な「協働」の考え方とは、「協」なのか「共」なのか、どちらの考え方なのか。

〔杉本委員〕

- ・そこを明確にするために、市が絡んでいるか絡んでいないかを分けようと言っている。

〔逢坂副座長〕

- ・その市が絡んでいるか絡んでいないかというのは、最終報告書の「市民相互の協働」の概念とは違うのか。

〔杉本委員〕

- ・市役所が、「協働」という同じ言葉の中に、市が関与している部分と市民独自の分野を混同しているのなら、それは分けなければならない。

〔逢坂副座長〕

- ・もちろん。分けなければならない「市民相互」と「市民と行政」に分けている。
- ・今回の資料ではなく、タウンネットワーク懇話会の最終報告書を読んでもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・今回の資料にないもので話をされても・・・

〔逢坂副座長〕

- ・この会議では、これをベースに1年間議論してきたのではないか。タウンネットワーク懇話会の議論もしたはず。

〔事務局〕

- ・最終報告書の抜粋版を第1回会議の資料として配布している。

〔逢坂副座長〕

- ・これをベースに話してもらいたい。違うなら違うということで構わない。

〔杉本委員〕

- ・確かに、最初はここに書いてあるようなことだったが、今までの使い方の中で、行政と絡むような意味合いが強くなってきた。
- ・本来は、書いてある内容で良いが、行政が使うようになると意味合いが変わってくる。

〔逢坂副座長〕

- ・この報告書は、行政も事務局として入っていたが、あくまでも市民活動の一環として作り上げたものだと認識している。

〔高橋委員〕

- ・これを否定しているわけではない。

〔逢坂副座長〕

- ・否定しないのであれば、市民相互の協働とAの部分との関連を説明してもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・だから、元々の発想はこれ（報告書の概念）と同じものだったが、実際にやっている事業に行政と絡んだものという意味合いが強くなってきた。
- ・そうすると、市民独自の活動を指す言葉がなくなってしまう。

〔逢坂副座長〕

- ・現状の認識としては、当時はこのような定義をしたが、実際にはそのようなものは存在していないという考えなのか。

〔杉本委員〕

- ・そうは言っていない。「協働」によるものは当然存在するだろうし、また、あっても構わないと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・「協働」の中の「市民相互の協働」という部分は、もうないということか。

〔杉本委員〕

- ・そんな言葉の定義の仕方は、ここの中では言えないのではないか。

〔中山座長〕

- ・話を整理するが、この会議では「共働」を使っていくことは一致した意見だと思う。
- ・そうすると「協働」は読みが同じなので条例の中で使えなくなる。

〔事務局～企画課長〕

- ・両方の言葉を使うのであれば、それぞれをきちんと定義して違いを明確にしなければならぬということ、使えないということではない。

〔中山座長〕

- ・なぜ「共働」を推すのかというと、「共働のまちづくり」という包括的な意味が出てきたが、その中で「市民独自の活動」に重みを置いて、市民が主体であることを前面に出すためである。
- ・しかし、現在の北見市では、協働推進指針や最終報告書での「協働」が同じような定義をしており、まったく同じ意味の「協働」が存在することになるので、そこをどうしたら良いかということ専門部会で話し合った。
- ・専門部会での結論は、今回配布した資料にある提言の部分である。

- ・現在の北見市の「協働」A～Eを含むとしているが、他ではB～Dの範囲を「協働」としているものが多いので、「協働」の役割の見直し・修正を行ってもらい、また、同じ言葉が使えないということであれば「協働」を「協力・連携の活動」に替えてはどうかという提言することを考えた。
- ・ここでは、「協働」の役割の見直し・修正という提言の部分で、この形で提言するのか、そうではなく、元々あるものなのでそこは整合性をとって「協働」で推し「共働」は使い分けていくという二通りの考え方があるが、そのどちらを採用するのかということに論点を絞って議論してもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・以前から言ってきているが、市民独自の活動の部分に、行政が関与するような活動形態と区別できる言葉が当てはめられるなら、それで構わない。
- ・住民独自の活動が最も重要なので、そここのところは区別しなければいけない。
- ・逢坂委員が言うような、今までも含めていたから今後も含めようというのは無理な話。
- ・どんな言葉が当てはまっても構わないが、その活動エリアが担保されれば良い。
- ・本当は、役所側で市民独自の活動エリアを確保してくれていれば良かったが、そこまでを含めてしまっているから問題になっている。
- ・ただ、市役所が住民独自の活動にとにかく口を出すことができないというのも事実。

〔市民協働推進課長〕

- ・行政としては、その部分を定義付ける必要もなく、敢えて書くな「自助・共助」ということになるのだろうが。

〔杉本委員〕

- ・今まで行政側は、部外のことであるから定義することも言及することもできなかった。この条例では、その部分は存在しているということを出したい。
- ・当初「協働」という言葉ができたときは、そこも想定されていたが、「協働」は行政側しか使わない言葉なので、だんだんと色がなくなっていった。
- ・だから、あらためて「共働」という言葉を付けましょうということ。

〔中山座長〕

- ・北見市が広義に使っている「協働」を一般的なB～Dを包括するものにして「共働」を生かすことを提言しようとしたが、そもそも見直しや修正ができるのかということが気になった。できるなら話を進めても良いと思うが。
- ・事務局に確認したところ、現段階で「協働」の役割を見直したり修正したりすることは非常に難しいとのことであった。

〔事務局～企画課長〕

- ・協働推進指針の中で「協働とはこういうものです」と言ってきたことが間違っていましたという形で修正することは難しいということ。もし、「共働」という別の定義があって今後それに替えていこうということは有り得る話。

〔井上委員〕

- ・今までも言われてきたが、「協働」のニュアンスを包括した意味の「共働」にしていこうというなら大丈夫で、今までの考え方は違っていたというのは駄目だということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・協働推進指針の中では、ここのA～Fを含み、それぞれの主体同士に協働関係が成立すると言っている。
- ・一方で、この会議で言われているように、今まで行政側が市民にお願いしているような部分にしか「協働」は有り得なく、市民同士の協働なんて入っていないとの想いも十分に分かる。
- ・その活動が大きくなることによって、まちづくりに深みができるので一緒に汗して頑張ろうというスローガンの、強い想いを伝えたいという気持ちも分かる。
- ・ただ、このままであれば、井上委員から指摘があったように、市民説明の段階で「何が違うのか」と問われた時にきちんと説明できるのかという心配はある。

〔中山座長〕

- ・「協働」はA～Fの意味を含んでいることはそれで良いが、市民が主体の活動であるAを強調したいので字を「共働」に替えたい、「協働」も全て「共働」に替えてくださいというのはどうなのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・それでいくと対馬市のような形、常に「共働（協働）」と並列に表記し、共に創っていくという想いを表すために置き換えていこうという考え方。
- ・北見市もそういった想いでいこうというなら、それもひとつの考え方だとは思う。

〔中山座長〕

- ・神原氏の話にあった、よほど間違っていない限り見直しや訂正などはせず、それを生かして作っていくことが自治基本条例（まちづくり条例）の作り方の基本であるということに則ると、「協働」は将来的には「共働」に替えていくとなる。

〔井上委員〕

- ・それを含んだとき、今までの「協働」を包括し、さらにAの部分をより強調していきたいということではないか。
- ・しかし、そこを理念とした場合、常に「共働（協働）」とするより、今までの「協働」の概念に議論してきた想いを理念にプラスして「協働から共働へ」、「共働」にしましょうと明確に定義してしまった方が分かり易いのではないかと1年くらい前から言っている。
- ・今まで話し合ってきたことは否定しない。これを生かした上で、さらにグレードアップする意味の「共働」を使う方が納得されるのではないかと。
- ・事例を挙げるより、1市3町の合併の中で、最高条例というものを「共働でやっっていこう」ということが上手く定義したら良いのではないかと。
- ・そうすると「協働から共働へ」、1市3町が共にやっっていくという位置付けの条例の方がインパクトもあり、皆が受け入れ易いと思う。

〔中山座長〕

- ・その他の委員は、どのように考えるか。意見を伺いたい。

〔水口委員〕

- ・正直なところ、分からないというのが本音。

- ・ただ、専門部会から出されたものは、非常に良くまとまっていると評価したい。
- ・考え方としては、井上委員が言ったような形がひとつの方法だと思う。
- ・この件に関しては、これ以上議論したくないというのが本音。

〔合田委員〕

- ・初めの頃、「協働」はどこから出た言葉なのかという話の中で、行政主導の言葉であると聞いた。そして、「共働」は市民主導の言葉であると思う。
- ・市民が主体のまちづくりということから考えると、「共働」という言葉を使っていくことが大事であるということがひとつの押さえである。
- ・自治連に関わっていて、自治会活動は地域の自主的な活動が主だと思っているが、そこに度々「協働」が入ってくると、地域住民から「行政に下働きをさせられている」という声を多く聞く。
- ・自分自身が地域にあって思うことは、地域の自然と共生していくという意味で、暮らしやすい環境を考えると自然に動き出すということが基礎的なことではないか。
- ・「協働」は協力と連携で、「共働」は共生と連携である。これから大事なことは後者で、一人ひとりが地域においてその想いを大切にしていけば自発性を引き出すことが可能で、それがまちづくりに繋がっていくので、そこを基本とすべきだと考える。
- ・だから、「共働」に替えていくことは、市民一人ひとりの思いを引き出すことに繋がっていくと思っている。

〔高橋委員〕

- ・この時期はどここの地域でも道路清掃を実施したと思うが、自分の町内会では、参加人数によって助成金額が変わるので参加してくださいという回覧があった。
- ・それ自体は良いことだと思う反面、それによって出る人が多くなるということは下働きになってしまっていて、方向が変わってきているのではと懸念している。
- ・そうすると、今やっていることは見直すべき点であり、自分が住んでいる所をキレイにしようと決めた日に参加してくるのは当然で、その結果として参加人数に応じて助成されるのは良いが、それが前提となってしまっは本末転倒なことだと感じている。
- ・「協働」の話では、配布した図のB～Dの行政主導の部分は、もっとやっていくべきだと思う。「協働」はなくさずに「共働」を含めていくことが理想的だと思う。
- ・Bの市民活動に行政が連携する分野を増やすのは市の意識変化であり、Cの市民と行政と一緒に活動する分野が増えると行財政改革に役立ち、Dの行政に市民が参入する分野は「協働」から「共働」に移る際に省かれるものだと思う。
- ・Aの市民独自の公益的活動分野は、種まきであり、種をまかなければBも芽生えてこない。どのようにすると人の心を動かすことができるよう育てるかが一番大事なところ。
- ・その場合「協働」だけだと、B～Dの部分の今までのことが強いと思うし、それも大事だと思う。そういったことから、「共働」を使っていくべきだと考えている。

〔笠原委員〕

- ・この言葉を使うべきではないという神原氏の発想が見えてくる。
- ・B～Dの部分は確かに行政主導で、協働推進指針や総合計画にも書かれているが、ある雑誌で「協働の活動が行き詰っている」という見出しも見た。

- ・まちづくりといった場合、指針でも総合計画でも行政が関与する分野以外は見えない、逆に言うと民事不介入のような面があり、そういった制約の中で「協働」という言葉が使われてきたと認識している。
- ・本来、行政が口を出せない市民の日常生活の部分を含めたまちづくりをするとき、「協働」の概念では限界がある。
- ・これまで行政主導で都市計画を含めたまちづくりが行われてきたことは事実であり、今後も進められるべきだと思う。
- ・それ以前に、まちづくりは市民が行うものということで、今回の北見市のまちづくり条例ではAに関わる部分、市民の権利や義務についてもきちんと規定されており、そこが「自治基本条例」と「まちづくり条例」の意味の違いで、今回は上手く整理されてきていると思う。
- ・今まで行政が触れてはいけないAの部分について、本人たちの自覚を促していくことがB～Dの土壌を耕すような活動になるのだと思っている。
- ・旧3町の人間にしてみると、指針と総合計画での定義を前提に「協働」というものを認識しているので、ここがスタートである。言葉の概念を広げていけば全てを盛り込めるように見えるが、実態としては厳しいのかなという印象。

〔逢坂副座長〕

- ・我々委員の責任として、あと数回の間結論を出さなければならない。
- ・先ほど、自治の問題とAの部分の強調という問題が「共働」の考え方の目玉だという話があったが、それはそれで理解する。
- ・ただ、現行の北見市の「協働」との整合性をどう取るのかということがある。
- ・簡単なことではないが、現在の北見市の「協働」に今の二つの目玉を足しリニューアルして、「協働」から「共働」へということもひとつの方法ではないかと思う。

〔笠原委員〕

- ・今言われたように「協働」は北見自治区の課題。行政と市民との繋がり自体も希薄で、その辺の解決方法のひとつとして「協働」を作ってきたということは理解する。
- ・各自治区の課題はあるとしても、新北見市の場合は自治区の共生・連携ということも考えてもらわなければならない、その場合は新たな用語を使った方が馴染み易いと思う。
- ・北見自治区内の「協働」は既に動いていて、一気に置き換えることが不可能だが、まちづくり条例が施行されて数年が経過し、総合計画等の見直し時期が来たときに、条例の意図を汲んで用語の検討をしてもらおうという提言になると思う。

〔中山座長〕

- ・「協働」を「共働」に置き換えるということでどうかという話になっているが。

〔井上委員〕

- ・先ほど言った「置き換える」というのは、今までの「協働」の概念はそのまま入れて、それを含めた意味の「共働」という意味なので、誤解のないように。

〔逢坂副座長〕

- ・自分の考え方をもう少し説明すると、従来の北見市の「協働」があって、これに杉本委員から出されている考え方を注入して新たな概念を作り上げること。

- ・タウンネットワーク懇話会というのは、あくまでも旧北見市の考え方である。ここで合併後の新しい考え方に置き換えるならば、あくまでも現行の「協働」の原理原則を引き継ぐ中で、先ほどの二点を加えてリニューアルして、「協働」から「共働」に全面的に替えてしまうということ。

〔中山座長〕

- ・そのように理解しているが、井上委員は違うのか。

〔井上委員〕

- ・総合計画に合わせるわけではないが、皆が言っている「自然と共生」や「一人ひとりを大事にする」ことなどは基本構想に載っていて、その具現化として必ず「市民と企業の役割」として、市民個々の活動の大切さが謳われている。それはAの部分に入ると思う。
- ・それを含めた広い意味の概念としての「共働」だったはず。その場合、それを「協働から共働へ」として理念の中で「共働」を使う。そして、条例の中では「協働」を使い、総合計画などで使われているものは、そのまま生かしていくということではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・そうすると、2種類の「きょうどう」が載ってしまうことになる。

〔井上委員〕

- ・それを含めた意味で「共働」を考えたのではないか。
- ・そうすると、今まで使っている「協働」に何かをプラスして新たな概念を作るという意味になるが、そのとき、今までの「協働」を含めた「共働」の概念だと言っても、今までのものは生きるのか。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、「協働」から「共働」へと提言すれば、今すぐにではないが、徐々に漢字を切り替えていくということ。共存はしない。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・総合計画での位置付けとの話が出たが、その考え方をグレードアップするという考えがきちんと表現できれば、「協働」から「共働」へということは言えると思う。

〔井上委員〕

- ・その表現が、これ以上のものをどうやって作るのかということが難しい。

〔逢坂副座長〕

- ・その表現や構成は、少なくとも、タウンネットワーク懇話会の提言書に書かれている項目くらいの内容できちんと表せるものでなければならず、この図程度のものだけでは、市民を説得するのは難しい。

〔中山座長〕

- ・井上、逢坂両委員の意見は「共働」を使うべきではないということか。

〔井上委員〕

- ・そうではなく、使うのであれば、A～Eを含んでいる「協働」をさらにグレードアップした概念を根拠を含めて伝えなければならず、それは難しいということ。

〔中山座長〕

- ・では、どうすれば良いのか。そこまで言ってもらいたい。

〔井上委員〕

- ・そこは、皆さんがグレードアップさせて作るのだろうと思っている。

〔笠原委員〕

- ・根拠としては、憲法で幸福追求権と生存権が謳われているが、まず、生存権を共に支え合っていこうという根拠があり、プラス幸福追求権として、それらが実現できるようなまちづくりが求められている。
- ・条文の検討において、明確に生存権や幸福追求権という話はしていないが、実際には、目的や理念の部分で出ているはず。
- ・「共働」をより説得力がある形にもっていくのであれば、そのような引用の仕方もあると思う。
- ・要するに、どの地域においても地域内で生存権と幸福追求権を追求するため、お互いにまちづくりの実現に向けて、個々人の活動をより活発にすることが望ましいということ。

〔中山座長〕

- ・今問題となっているのは、専門部会でまとめた内容では不十分であるという意見が出ていること。
- ・「共働」にするために何を強化するのが分かれば、置き換えという話に進むことができると思う。それを説明できるかどうか、できなければ「共働」は使えないということが良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・そういうこと。ただ、それができるという前提の下で専門部会を開いたのではないかな。だから「共働」でいこうとなったのではないかな。

〔中山座長〕

- ・以前の話し合いで、「共働」を使うということは全員一致で結論が出たはずだが。

〔井上委員〕

- ・その根拠を明確にするために専門部会が作られ、今日はその説明がされるのかと期待していた。

〔高橋委員〕

- ・文章で定義しようとした時に、図で表すと提案したのは逢坂委員だったはず。

〔逢坂副座長〕

- ・図については理解した。これを肉付けした、少なくとも、タウンネットワーク懇話会の報告書のような内容のものが必要だということ。

〔杉本委員〕

- ・それぐらいはできるだろう。

〔逢坂副座長〕

- ・できるなら、やってもらいたい。

〔高橋委員〕

- ・それは、専門部会で作ってしまって良い物なのか。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、ここで議論してもらいたい。お願いすると言っているだけ。

〔中山座長〕

- ・逢坂座長は、かなり無理なことを言っている。そもそも、そのようなものを専門部会で作れというのは無理難題を押し付けている。そういうことを望むのであっても、それは専門部会に望むべきではない。

〔逢坂副座長〕

- ・それなら、皆でやれば良い。

〔中山座長〕

- ・指針を作るような話をここですべきかということがある。逢坂副座長は「しなさい」と言ったが、私はすべきではないと思う。
- ・しない上で、「共働」を使っていくことで一致したのだから、それを生かすためにはどうするかという話をしてもらいたい。
- ・逢坂副座長は、それなら「協働」に戻せばいいという発言をしたが、そういった後向きな話ではなく、「共働」をどのように使うのかということを話し合ってもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・それは違う、「共働」を否定しているわけではない。
- ・「共働」で良いけれど、使うならば、少なくともこれだけの図では市民に対する説得力がないのではないかということ。

〔杉本委員〕

- ・これは、この会議で委員が価値観を共有するために提示している資料であり、これらをそのまま市民に出すのではない。

〔井上委員〕

- ・おそらく、専門部会では「たたき台」というイメージのものが作られたのだと思う。

〔中山座長〕

- ・さらに、条例に解説を付けるとしても、それほどのボリュームではない。それを、タウンネットワーク懇話会の報告書と同程度の説明を作れというのは、この市民会議で話すことではないと思う。
- ・したがって、例えば、総合計画や推進指針では「市民が主体である」ことが読み取れないとの指摘があるが、そこを強化するということが「協働」から「共働」に替えていくモチベーションであるということくらいのポイントしか話せないと思う。
- ・そこで、「協働」と「共働」の指針をそれぞれ作って、皆の了解を得て、どこが違うのか精査する場ではない。

〔井上委員〕

- ・もし「共働」を使うのなら、公になるのは短い文言であっても、それを裏付ける資料はかなりの量になるのではないかとあって、難しさを感じて今まで意見を述べてきている。
- ・北見市はA～Eを含む「協働」の概念を使っているが、現実的にはそうではないという皆さんの日々の経験があり、それで「共働」という新たな概念が出てきたのだと思う。

〔杉本委員〕

- ・それもあがるが、一番問題なのは、現状分析ではなく今後どうしたら良いのかということである。

〔井上委員〕

- ・その二つを含めるなら、なおさら、「協働」を使うことで将来的に期待される効果も含まれて書かれているので、もっと必要になってくるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・一番気になったことは、「協働」という言葉が出て12年経ち、どんどん意味が変な方向に変わってきて、現実に行き詰まりが出てきている。
- ・今、この条例できちんと定義して、本来「協働」というのはどのように思われたかという経過はあるので、それに戻すには使い古されているので、新たに住民の心を確保しなければ、これからのまちづくりは上手く動いていかない。
- ・確かに、タウンネットワーク懇話会の頃はそれで良かった。それから数年が経過して、言葉の意味もやり方も変わってきているので、現状分析よりも今スタートするにはどうすれば良いのかという方法だと思う。
- ・それで、言葉はどうあれ、分けなければならぬというスタンスを持っている。

〔中山座長〕

- ・杉本委員が言うような動機で書けば良いのではないかと考えているが、それでは不十分だということなのだろう。

〔井上委員〕

- ・最高条例に位置付けるときには、説明責任を考えると、あまりに主観的過ぎて説明できないと思う。

〔杉本委員〕

- ・先ほど配布した資料が下ネタだが、これは憲法にある住民自治と団体自治の基本構造である。実際には、こういう構造の中で住民自治と団体自治が行われているということが憲法で謳われている。
- ・今までの条例ではそれが上手く表現されていなかったが、この会議で出てきた「共働」という言葉がここに入ってくる。
- ・「民治」と「官治」を合わせた「共治」というのがあって、そこまでいくのが憲法の趣旨だったが、今まで具体化されていなかったで、この条例でたまたま「共働」が出てきて、これは憲法の趣旨どおりに上手くいくのではないかと思った。

〔中山座長〕

- ・これまでの「協働」のAの部分を強化することを加えた上で、「共に生き、共に働く」という概念も市民に知ってもらいたいということで、条例の中では「協働」から「共働」に替えるというのはどうか。

〔杉本委員〕

- ・説明はできると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今の座長の意見もひとつの選択肢だと思う。
- ・自分は以前、「きょうどう」を考えた時に「協働」を「共働」に替えるための論理構成として作成した資料がある（未提示）。
- ・そこでは、杉本委員が言ったことに関連するものとして書いている内容を読み上げる。

- ・「市民相互の共働（協働）」というタイトルで、「A市民が自らの責任で行う分野は、市民が主体で市民以外のセクションは関与すべきでない部分です。この分野に問題が発生したときは、市民と市民が共働（協働）の道具を使ってその課題を解決します。この範囲の共働（協働）を「市民相互の共働（協働）」と定義します。今回当会議で「住民自治」を議論の出発点としてその概念の理解を深めながら市民の自立性・自発性を尊重した「市民相互の共働（協働）」について内容を深めることができたことは嬉しいことであり意義深いものでした。この範囲の理解が深まり公益市民運動、コミュニティ活動等の分野が大きくなることが期待されます。」
- ・どちらの言葉かは別として、「市民相互の協働」を杉本委員が言ったような形で置き換えて「共働」にしようじゃないかということ。

〔中山座長〕

- ・今の発言は非常に良いことだと思う。「協働」の報告書作成に携わった副座長から「Aの部分は不足しているので「共働」で補完できる」という発言があった。

〔逢坂副座長〕

- ・先に杉本委員が言ったとおり、タウンネットワーク懇話会の時点から「市民相互の協働」ということで定義していたが、残念ながら、その後の市民活動には結びついていない。
- ・その結びつきの出発点として、市民同士の参画を明確にしようということが「共働」の大きな争点である。自分は、昨年12月時点でその争点についてまとめていた。

〔中山座長〕

- ・先ほど、逢坂副座長から「何が違うのかを明確に」との質問があったが、自分で答えを用意した上で質問していたようだ。
- ・これで良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・最初の時点では、Aの市民独自の公益活動分野は「共働」だった。その後の会議の流れの中で、全体を「共働」にしようという決議があったので、自分としてはそう（共働はAの部分のみ）思っていたが、皆の同意の中で「共働」をスローガンのようにする図を作成した。
- ・本来、「共働のまちづくり」というのは幾つかの段階を経なければ理想的ではない。その中でも「協働」をどこかに残した方が差別化できるという意見も却下されたので全てが「共働」になっているが、考えていることは皆ほぼ一緒だと思う。
- ・あとは、Aの部分の言葉とスローガンの部分をどうするかという2点くらいしか課題は残っていないのではないかと思う。
- ・そして、市民協働推進課がやってきた政策などに「協働」を残すのかどうかという方法論を探すくらいしかないのかと思う。
- ・説明することは可能、説明文は幾らでも書ける。

〔逢坂副座長〕

- ・「共働」と「協働」の両論併記のことか。それは避けなければならない。

〔杉本委員〕

- ・共存させるならさせるで方法はあるし、させないならさせないような方法論がある。

〔中山座長〕

・共存はしないと考えてもらいたい。同じ音の言葉は使えないと事務局から言われている。

〔杉本委員〕

・そこが理解できない。法的に規定されているのか。

〔中山座長〕

・そういった規定はないらしいが。

〔事務局～企画課長〕

・前から言っているように、それぞれの言葉にきちんと定義付けができていいるなら、併記しても構わない。

〔杉本委員〕

・定義としては、「共働」は「市民独自の公益活動分野」であり、「協働」は「さまざまな団体との協力連携による活動」ということで分けられる。

〔中山座長〕

・そうすると話が戻ってしまう。

・指針にある「協働」はA～Eを含んでいる。含んでいることを前提に話してもらいたい。

〔杉本委員〕

・実際に役所はAの部分に言及できないので、そのまま残しても違和感はない。

〔中山座長〕

・市役所が手を出せない部分ではあるが総合計画等にも書かれている。ただ、その書き方が少し弱いので強調することは出来そうだという話である。

〔杉本委員〕

・それは、そのまま放っておけば良い。今回は、住民独自の活動分野だけを重点的に考えていけば良いのでは。

〔中山座長〕

・「共働」をスローガンとして使うことに決めた。そこからまた分割するという話には戻らないようにしよう。

〔杉本委員〕

・だから、Aの部分を別の言葉で表現できれば良いこと。そして「協働」はそのまま置いておいても構わないのではないか。

〔中山座長〕

・逢坂副座長より、強化する部分があるので「協働」を「共働」に替えていくという方針もあるという提案があった。

・それでどうですかという問いに対し、杉本委員は駄目だということか。

〔杉本委員〕

・Aの部分が「共働」になったとして、理念の部分は「共働のまちづくり」になるのか。

〔中山座長〕

・もちろん。全部「共働」に字を替える。

・そもそも、北見市の「協働」は全部を含んでいて、Aの部分を強化できるという説明があったので、Aの部分を強化して全体を「共働」に替える。

〔杉本委員〕

- ・それでは言葉を包括してしまい、今までの「協働」と同じことになる。

〔中山座長〕

- ・それは違うのではないか。後はこの図にあるように、Aからは直接矢印で結ばれ、その他はフィルターを通してしている。こういう考え方にするという事ではないか。

〔杉本委員〕

- ・イメージとしては、B～Eも「共働」にしてしまうということか。

〔中山座長〕

- ・図でもそのようになっている。

〔杉本委員〕

- ・図では「協力と連携の活動」という言葉が入っている。

〔中山座長〕

- ・だから、フィルターはかけたままにしている。

〔杉本委員〕

- ・後で「協働」の意味をどんどんと替えていくということなのか。

〔中山座長〕

- ・今の北見市の「協働」がA～Eを含んでいて、この「協力と連携の活動」「市民合意」が既に書かれている。ただ、弱い部分のAを強化すれば、この図の「共働のまちづくり」は、皆が話しているものに近づいてくるということだと思っている。

〔笠原委員〕

- ・Aの部分は、理念や目的、市民としての役割などに散りばめられていて、活動例に書いてある具体的なことは独自にやらせよう。
- ・この後、第8章（地域自治）に入ってくると、協働推進指針に従う形で、住民自治交付金制度のように行政がタッチする部分はAとBの間のようなことになってしまうので、Aの内容は、目的や基本理念でまちづくりの主体は市民であると言っていて、活動例を挙げている。
- ・「協働」にしても何にしても、活動の中身によって意味内容が変わり得る用語なので、具体的な話を説明事項として挙げていくことで十分でないか。

〔中山座長〕

- ・それで良いと思う。あとは杉本委員が言っている部分、「共働」に包括させるとAが直接「共働のまちづくり」に繋がっているような定義に今の指針はなっていないということ。

〔笠原委員〕

- ・それは止むを得ないと思う。同時並行でやっていて、互いにテリトリーがあることなので、指針や総合計画に口出しすることは有り得ない。将来的にそこが話題になった際には議論してください、さらに、できればこちらの考えに合わせてくださいというのが、この会議の意見である。
- ・内容を埋めていくことが実際の活動になるのだと思う。「共働」という用語を使うことで協働推進課の事業や市民活動の意識などがプラス方向に変化すれば、十分に役割を果たしているという評価の仕方だと思う。

〔中山座長〕

- ・「協働」を強化することを前提に、「共働」に替えてもらうよう提言する。その上で、この条例では「共働の原則」を作っていく。おそらく、今の「協働の原則」と同じようなことしか書けないと思うが。杉本委員、このような形でどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・とにかく、差別化できる活動事例が挙がっていれば良いと思う。
- ・ただ、同じ言葉を使わないでそこまで演出できるのかということが、少し気になる。

〔高橋委員〕

- ・「協働」という言葉がなくなる（使わない）と、B～Dと分類されているので全部を機械的に置き換えるのは嫌だと思っていた。
- ・今まで「協働」として扱われていたB～Dは、分類され直すことになると思う。そうしなければ、評価や成果も見え難くなる。
- ・なので、そこはそれほど拘るような部分ではないと思う。

〔中山座長〕

- ・今の段階でも、基本的にA～Fは「協働」が網羅している。それを「共働」に換えることでB～Dの「協力と連携の活動」という部分が引き立ち、さらに「市民合意」という部分もはっきりと差別化できると思う。
- ・それが「共働のまちづくり」の効果のひとつではないかと思う。
- ・「協働」の報告書作成に携わった逢坂副座長も居るので、強化すべき点などの意見はもらえる。それによって「協働」も生かせるし、より良いまちづくりの理念や原則を作ることでもできると思う。
- ・これで良いと言ってもらえれば、今日の会議のまとめに入りたい。
- ・「協働」を強化、補足することで「共働」に替えていくことを市民会議として提案する。そのため、条例では「協働」を使わず「共働の原則」として規定する、ということではどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・主体が違うところの関係を同じ言葉で言い表すということになる。条例の中でたくさん例を挙げたとしても、どうなのだろうか。
- ・いろいろな活動事例を出して差別化するのは可能だが、条例として純粋に文章だけでは差別化できないのではないか。

〔中山座長〕

- ・現在の「協働」はA～Fを包括する形で動いている。できる限り、それを生かしていきたいと思う。そのためには、杉本委員が言うように切り離せないと思う。
- ・例えば、「協働」の意味を狭めるという提案があったが、事務局に確認したところ、既に指針を作成しており、その内容を変えるのはほぼ不可能である。そこで我々にできることは、強化することしかない。そうすると「協働」を「共働」に替えていくしかない。

〔高橋委員〕

- ・替えていくのではなく、「協働」という発想が一度リセットされ、「共働」という概念で整理され直すのではないか。

〔中山座長〕

- ・ベースは、北見市がやってきた「協働」にある。

〔井上委員〕

- ・肉付けしていくということでは、今までの「協働」を生かして、なぜ「共働」にしたのか「共」の意味を説明するということ。

〔杉本委員〕

- ・それでは、今までの「協働」と同じ使われ方になってしまう。

〔井上委員・中山座長〕

- ・同じではない、同じようにしないために「共働」を使うことを提案する。

〔杉本委員〕

- ・文章として書いていくと、文書上での差別化は非常に難しくなってくる。

〔高橋委員〕

- ・「協働」のうち、Bの部分が上手くいかないのは、行政が資金と時間と人を費やさないからで、市民側の行政に対する信頼が低いからである。
- ・Dが上手くいかないのは、行政主導が強すぎて市民には他人事感が付き纏ってしまうから。
- ・Cに関しては、BもDも上手くいかなければCが上手くいかないのは当たり前。
- ・それをどうしたら良いかという、Aを増やしたり行政側の意識を変えたり予算の組み方を変えるなどのツールが組み立てられると上手くいくと思う。

〔中山座長〕

- ・そういうことだと思う。先ほど、種を撒くとか土壌を育てるという話がされていた。

〔杉本委員〕

- ・そういう比較の言葉が出せれば差別化ができるのかもしれないが、条例の中では差別化するような言葉で組み立てられないのではないか。

〔中山座長〕

- ・それは解説の部分で、高橋委員が言ったことを書けば良い。1ページもあれば書ける。

〔高橋委員〕

- ・杉本委員が作ってくれた図に網羅されている。そんなに大変なことではないと思う。

〔杉本委員〕

- ・早い段階で壁にぶち当たりそうな気がする。

〔中山座長〕

- ・今日のところは、この辺でまとめさせてもらいたい。
- ・方針として、今の「協働」に肉付けする若しくはAの部分の強化により「共働」に換えていくということを提言しつつ、条例の中では第7条を「共働の原則」として書いていくということにする。

〔笠原委員〕

- ・確認したい。「共働の原則」となると数行にしかならないが、ここの部分では「共働」という明確な用語を使うと理解して良いか。
- ・もう1点、解説文の中で協働推進指針や総合計画に踏み込まない方が良いと思うが。

〔中山座長〕

- ・「共働」という言葉は明確に使っていくということで良い。
- ・解説の中に指針や総合計画について書いてしまうと、ずっと残ってしまう。置き換えることについても、あくまでも提言という域を超えないもの。

〔逢坂副座長〕

- ・もし了解をもらえるなら、先ほど紹介した「協働」から「共働」への考え方をまとめた資料に筆を加えたものを次回会議に資料として配布したいが。

〔中山座長〕

- ・原則の条文検討の際に参考になるかと思うので、配布してもらいたい。

～ 検討内容のまとめ～

「共働」について

今までの北見市の「協働」では、市民独自の公益的活動分野（図のA）から行政独自の活動分野（図のEF）までを網羅していたが、実際には、市民独自の活動分野が弱かったことなどから行政関与の部分が色濃く出ていた。

そこで、今までの「協働」の概念に肉付けするような形で、市民独自の活動分野（A）を強化することでリニューアルし「共働のまちづくり」という理念を掲げ、今後、計画等の策定や見直しの際には「協働」を「共働」に替えることを検討するよう提言していく。

また、条例の中では、上記の方針に基づき「協働」は使わずに「共働の原則」として規定する。（条文の内容は、次回以降の会議で検討）

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回は、「共働の原則」の条文内容と地域自治の（第8章）話をしていきたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回会議は5月15日（金）予定している。今月中にもう1回開催したい。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。